

第 4 3 号議案

亀岡市部設置条例の一部を改正する条例 の制定について

亀岡市部設置条例（平成 1 2 年亀岡市条例第 1 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 6 年 2 月 2 4 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市部設置条例の一部を改正する条例

亀岡市部設置条例（平成 1 2 年亀岡市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「市長直轄組織として」を削る。

第 2 条中「市長直轄組織」を「政策推進室」に改める。

第 2 条政策推進室の項中

- 「(1) 公共交通政策及び交通安全対策（交通安全対策施設を除く。）に関すること。
(2) 市有財産の総合的土地活用政策に関すること。
(3) 特命事項に関すること。
(4) セーフコミュニティに関すること。
(5) 安全・安心のまちづくりに関すること。」

を

- 「(1) 公共交通政策に関すること。
(2) 大規模スポーツ施設に関すること。
(3) 特命事項に関すること。」

に改める。

第2条生涯学習部の項に次の1号を加える。

(5) スポーツに関すること。

第2条総務部の項中第8号を第11号とし、第7号の次に次の3号を加える。

(8) 交通安全対策（交通安全対策施設を除く。）に関すること。

(9) セーフコミュニティに関すること。

(10) 安全・安心のまちづくりに関すること。

第2条まちづくり推進部の項に次の1号を加える。

(7) 法定外公共物に関すること。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（亀岡市社会体育施設条例の一部改正）

2 亀岡市社会体育施設条例（昭和39年亀岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

本則（第2条の2第1項及び第13条第4項を除く。）及び別表第2中「教育委員会」を「市長」に改める。

第2条の2第1項中「亀岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第13条第4項中「亀岡市教育委員会」を「市長」に、「が教育委員会」を「が市長」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

（亀岡市市民プール条例の一部改正）

3 亀岡市市民プール条例（平成9年亀岡市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第5条中「亀岡市教育委員会」を「市長」に改める。

（亀岡市交通安全対策会議条例の一部改正）

4 亀岡市交通安全対策会議条例（昭和47年亀岡市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条中「政策推進室」を「総務部」に改める。

亀岡市部設置条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 地域課題や住民ニーズに対応する組織の確立を基本に、市民の参画と協働による安全・安心のまちづくりと賑わいのあるまちづくりをさらに推進するため、部及び分掌事務の一部について、再編整備を行うこと。
- 2 関係する条例について、所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、平成26年4月1日から施行すること。